

間伐して森を元気に！

森林環境保全推進事業(荒廃森林再生)

せっかく植林したのに、手入れがされずに木々が混み合った不健全な林になっていませんか？ そんな林には間伐(間引き)が必要です。

「森林環境保全推進事業」は、森林環境税と国の補助金を使って間伐(+ 獣害防除)を行い、森林を健全にする事業です。

所有者に費用負担は生じません。(県で定めた経費以内で実施した場合)

- **どんな林だと事業ができるの？**

植えてからの年数が60年までの木が混み合った不健全な林。スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツなど広さ0.1ha(1,000m²)以上の人工林が対象です。

- **なにか制約があるの？**

間伐後20年間は、森林以外に転用したり、木を一度に全部伐ることができなくなります。このため、森林所有者と事業者(森林組合)と県の三者で、適切な森林管理を行うための協定を結んでいただきます。

- **手続きはどうしたら良いの？**

- ・ 事業者(森林組合)に森林経営を委託すれば、事業者が作業を行います。
- ・ 補助金の手続きは、事業者が全て行います。

詳しくは、下記の問い合わせ先まで。

【問い合わせ先】

～ まずは手続き窓口となるお近くの森林組合へ～

大月市森林組合 0554-22-4111

南都留森林組合 0554-43-7455

北都留森林組合 本所 0554-62-3330 小菅事務所 0428-87-0549

富士北麓森林組合 0555-72-2300

富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 0554-45-7813

間伐すると森が元気になります

< 整備前 >



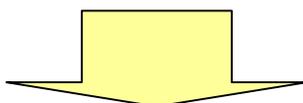
林の中が真っ暗で
下草が生えていない
木がヒョロ長い



木の成長が悪く、良い木が
育ちません。

台風や雪による災害を受け
やすく、土砂流出、山崩れな
どの危険があります。

< 整備後 >



(直後)



(数年後)

林の中が明るくなり、下草や広葉樹が生えて、森林が持っているさまざまな働き(水を蓄える、土砂崩れ等の災害を防ぐ、等)が回復します。残った木の生長も良くなります。

森林は未来に引き継ぐ県民の大切な財産です。
しっかり間伐をして、良い木、良い林を育てましょう。